

中学校統合の延期について

令和5年4月の
中学校統合は延期！

2月8日に開催された総合教育会議において、望月町長から、令和5年4月を予定していた新中学校の開校を延期することが示されました。

これまでの中学校統合に向けた協議において、保護者や学校関係の皆さまの疑問や意見について、十分な議論が尽くされていなかったので、という意見もあることから、協議の結果、改めて統合の必要性や町の考えの統合方針を説明した上で、皆さまの意見を聴く場を設ける必要があるとの判断で、開校予定を延期することとなりました。

今後は、この新中学校の開校の時期や場所などについて、令和4年度前半までに、児童生徒および保護者をはじめ、より多くの方々からご意見をいただく機会を設ける予定です。いただいたご意見を参考に議論を重ね、10月ごろをめどに、改めて統合についての方針を決めていきますと考えております。

対話集いや、
アンケートなどの実施

町の中学校のあり方については、平成31年の「小中学校あり方検討会」および令和元年の「小中学校のあり方懇話会」の提言を受け策定された

●お問い合わせ

教育総務課

中学校統合準備室

☎22-5660-1

子育て世帯への臨時特別給付金の申請をお忘れなく

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、子育て世帯の生活を支援するための臨時特別給付金の申請期限が迫っています。

富士川町から児童手当を支給されていない方は申請が必要です。詳しくは広報2月号、もしくは町ホームページをご確認ください。

◇支給額

児童一人当たり10万円

◇対象者（次のいずれにも該当する方）

- ・平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した児童を養育する父母等
- ・家計の中心者（父母等のうち所得の高い方）の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

◇申請期限 3月31日（木）

※ただし、申請期限内に申請ができない場合は、児童が出生した日の翌日から15日以内の申請に限り有効となります。

●申請先・お問い合わせ

子育て支援課 児童支援担当

☎22-7222-1

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、住民税非課税世帯等に対し、臨時特別給付金を支給します。

◇支給額

1世帯当たり10万円

◇対象となる世帯

①基準日（令和3年12月10日）において富士川町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯（以下非課税世帯）

※住民税が課税されている人に扶養されている人のみからなる世帯は対象外となります

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、非課税世帯と同様の事情と認められる世帯（以下家計急変世帯）

◇支給手続

【非課税世帯】

対象の可能性がある世帯には「確認書」または「申請書」を送付します。内容を確認し、同封の返信用封筒で返送してください。

・送付日：令和4年2月下旬以降順次送付します
・支給日：「確認書」または「申請書」が町へ到着後おおむね3週間後

【家計急変世帯】

「申請書」「簡易な収入（所得）見込額の申立書」等の提出が必要となります。

※家計急変世帯については、支給日や申請書受付開始日等の詳細が決まり次第、町ホームページ等でお知らせいたします

※給付金を装った詐欺にご注意ください

町や県、国などがATMの操作や給付のための手数料を、お願いすることはありません。少しでも不審な電話や郵便だと思ったら、最寄りの警察署にご連絡ください。

●申請先・お問い合わせ

福祉保健課 福祉担当

☎22-7207

●お問い合わせのみ

内閣府臨時特別給付金コールセンター
☎0120-526-145